参考資料３

令和６年度　北海道青少年健全育成条例に基づく取組

１　有害興行(映画)の指定(条例第15条、第54条)

年度	指定件数	備　　考
R2	38	**映画倫理委員会の「R18＋」指定に基づき緊急指定** ◆条例では、その内容が「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等」であって「青少年の健全な育成を害するおそれがある」と認められる場合に有害興行に指定し、青少年に観覧させることを禁止することができるとしています。 ◆道では、映画倫理委員会のR18指定基準と条例の認定基準がほぼ一致することから、映倫が指定した映画を有害興行に指定しています（Ｒ４からは毎月定期的な指定は行わないこととしました）。
R3	32	
R4～	0	

２　有害図書類の指定（条例第16条、第54条）

年度	指定件数	備　　考
R2	0	**審議会（部会）に諮問の上、指定** ◆書籍、雑誌についても、映画同様に「青少年の健全育成を害するおそれがある」と認められるものを有害図書類に指定して、青少年への販売等を禁止することができるとしています。 ◆道では、不定期に書籍等を購入し、審議会（部会）に諮問の上、有害図書類に指定していましたが、業界の自主規制の浸透等の理由から、今後は一般の方の申出に基づき個別指定を行うこととしました。
R3	0	
R4～	0	

３　図書類自動販売機等の設置届出（条例第24条）

年度	図書類自動販売機設置届出台数	図書類自動貸出機設置届出台数	計	備　考
R2	8	0	8	◆道内で把握していた2台の図書類自動販売機（実際には稼働していません）については、R7.1に台帳管理を停止しました。
R3	4	0	4	
R4～5	2	0	2	
R6～	0	0	0	

４　立入調査（条例第53条）

年度	自動販売機等調査台数	書店（店舗数）	コンビニ（店舗数）	カラオケ（店舗数）	ネットカフェまんが喫茶（店舗数）	携帯電話等販売店（店舗数）	その他	計	備　　考
R4	11	167	590	450	99	362	200	1,879	◆立入調査の実施は、本庁及び14振興局の関係職員のほか、北海道警察や市役所の青少年健全育成業務担当者等を立入調査員に指定し、条例で定める禁止事項等の遵守について、直接店舗等に赴き、随時調査を行っています。
うち夜間立入	－	12	86	198	26	19	13	354	
R5	2	124	537	408	88	326	172	1,657	
うち夜間立入	－	5	42	119	21	16	13	216	
R6	2	125	361	402	92	243	111	1,336	
うち夜間立入	－	13	104	113	11	10	15	266	

※「その他」の主な内訳～刃物取扱店、レンタルビデオ店、古物商、興行場等

※ 店舗数は延べ数

※ 夜間立入は17時30分以降の時間に立入したもの